

2025年8月29日

会 社 名 川岸工業株式会社

代表者 代表取締役社長 清時 康夫 (コード: 5921 東証スタンダード市場) 問合せ先 取締役経営企画室長 薮田 浩志

(T E L : 04-7143-1331)

従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての 自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度(以下「本制度」といいます。)に基づき、下記のとおり、川岸工業従業員持株制度会(以下「本持株会」といいます。)を割当予定先として、譲渡制限付株式としての自己株式の処分(以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年9月29日
(2) 処分する株式の種類および総数	当社普通株式 26,600 株 (注)
(3)処分価額	1株につき 4,415円
(4) 処分総額	117,439,000円(注)
(5) 処分方法	第三者割当の方法による
(6) 割当予定先	川岸工業従業員持株会
(7) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく臨時報
	告書を提出しております。

(注) 本持株会は、2025 年 7 月 22 日開催の持株会理事会の決議を経て、十分な周知期間を設けて従業員に対する入会の募集を実施し、持株会への入会希望者を募っております。

処分する株式の数(26,600 株)および処分総額(117,439,000 円)は、本日時点における最大値であり、募集締め切り後の全入会者 266 名(ただし、休会者は除きます。)に付与するものと仮定して算出しています。

実際に処分する株式の数および処分総額は、2025 年9月 29 日時点の本持株会の会員数の確認後に確定する見込みです。

2. 処分の目的および理由

本自己株処分は、当社が本年 3 月に創業 120 年目を迎えたことを記念し、本制度に基づき、本持株会に対し実施するものです。

当社の従業員に対して、本持株会を通じて当社が発行又は処分する譲渡制限付株式としての当社の普通株式の取得機会を提供することで、当社の従業員の資産形成の一助とします。

加えて、当社の業績や、株価への意識を高めるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進め、企業価値向上へのモチベーションを高めることを目的としています。

【本制度の概要等】

本制度においては、当社から対象従業員に対し、譲渡制限付株式として付与するための特別奨励金として、金銭債権(以下「本特別奨励金」といいます。)が支給され、対象従業員は本特別奨励金を本持株会に対して拠出することとなります。そして、本持株会は、対象従業員から拠出された本特別奨励金を当社に対して現物出資することにより、譲渡制限付株式としての当社普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度により、当社普通株式を新たに発行又は処分する場合において、当該普通株式の1株当たりの払 込金額は、その発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当 社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、 本持株会(ひいては対象従業員)にとって特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いた します。

当社および本持株会は、本制度による当社普通株式の発行又は処分に当たっては、①一定期間、割当てを受けた株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること(以下「譲渡制限」といいます。)、②一定の事由が生じた場合には割当てを受けた株式を当社が無償取得することなどをその内容に含む、譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。また、対象従業員に対する本特別奨励金の支給は、当社と本持株会との間において譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件として行われることとなります。

なお、対象従業員は、譲渡制限が解除されるまでの間、本持株会に係る持株会規約等(以下「本持株会 規約等」といいます。)に基づき、本持株会に拠出した金銭債権に応じて対象従業員が保有することとなる 譲渡制限付株式に係る対象従業員の有する会員持分について、引き出すことを制限されることとなります。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である本持株会が対象従業員から拠出された本特別奨励金の全部を現物出資財産として払い込むことで、本持株会に対して、当社普通株式(以下「本割当株式」といいます。)を処分することとなります。本自己株式処分において、当社と本持株会との間で締結される譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)の概要は、下記「3. 本割当契約の概要」のとおりです。

本自己株式処分における処分株式数は、「1.処分の概要」の(注)に記載のとおり、後日確定致しますが、最大 26,600 株を持株会へ処分する予定です。

かかる処分株式数を前提とした場合、希薄化の規模は、2025 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 3,000,000 株に対する割合は 0.89%、2025 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 27,035 個に対する割合は 0.98%(いずれも小数点以下第3位を四捨五入しております。)となりますが、より多くの従業員が株主の皆さまとの中長期的な価値共有の深耕につながることから、既存株主にとっても合理的な水準と考えております。また、その希薄化規模を踏まえても市場への影響は軽微であると判断しています。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2025年9月29日から2030年9月29日まで

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が譲渡制限期間中、継続して、本持株会の会員であったことを条件として、当該条件を充足した対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、譲渡制限期間

が満了した時点で、譲渡制限を解除する。

(3) 本持株会を退会した場合の取扱い

対象従業員が、譲渡制限期間中に、定年(ただし、定年退職後再雇用された場合は、当該再雇用期間の満了。以下定年について同じ。)、死亡、役員昇格その他当社の代表取締役社長が正当と認める事由により、本持株会規約等に従って、本持株会を退会した場合には、当該対象従業員が本持株会を退会することに伴う精算が行われる日の属する月の第一営業日(以下「精算解除日」という。)をもって、払込期日を含む月から精算解除日を含む月の前月までに相当する年数(ただし、1年に満たない期間は切り捨てる)を5で除した数に、精算解除日において当該対象従業員が保有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。)の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(4) 当社による無償取得

対象従業員が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合、その他本割当契約で定める一定の事由 に該当した場合、当社は、当該時点において当該対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数 の本割当株式の全部について、当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上 記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無 償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、本持株会が大和証券株式会社に開設した専用口座で管理される。また、本持株会は、本持株会規約等の定めに従い、譲渡制限付株式持分について、対象従業員の有するそれ以外の会員持分(以下「通常持分」という。)と分別して登録し、管理する。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該承認の日において本持株会の保有に係る本割当株式のうち、対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、当該承認の日をもって、譲渡制限を解除する。

4. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分は、本制度への適用を目的として、会員に付与した特別奨励金の持株会への拠出をもって行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、本日の取締役会決議日の直前取引日である 2025 年 8 月 28 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値である 4,415 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

なお、この価格の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値平均からの乖離率(小数点以下第3位を四捨五入しております。)は次のとおりとなります。

期間	終値平均 (円単位切り捨て)	乖離率
1か月(2025年7月27日~2025年8月28日)	4,351 円	1.45%
3か月(2025年5月27日~2025年8月28日)	3,959円	10.33%
6か月(2025年2月27日~2025年8月28日)	3,814 円	13.61%

本日開催の取締役会に出席した監査役3名全員(うち社外監査役2名)は、上記処分価額について、本自己株式処分が本制度への適用を目的としていること、および処分価額が取締役会決議日の前営業日の終値であることに鑑み、割当先に特に有利な処分価額に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適正である旨の意見を表明しています。

5. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以上

(ご参考) 【本制度の仕組み】

- ① 当社は、対象従業員に譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として金銭債権を支給します。
- ② 対象従業員は、上記①の金銭債権を本持株会へ拠出します。
- ③ 本持株会は、上記②で拠出をされた金銭債権を取りまとめ、当社へ払い込みます。
- ④ 当社は、本持株会に対して譲渡制限付株式(下図において「RS」といいます。)として本割当株式を割り当てます。
- ⑤ 本割当株式は、大和証券株式会社を通じて、本持株会が開設した専用口座へ入庫され、譲渡制限期間中の引出しが制限されます。
- ⑥ 本割当株式は、譲渡制限解除後に、通常持分又は対象従業員名義の証券口座に振替えられます。

